

介護保険 負担限度額認定証の更新

問 高齢福祉課 ☎(55)71116

所得が低い方で、施設および短期入所サービスを利用している方の、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

負担限度額認定証は、毎年7月31日が有効期限となるため、8月1日以降必要とされる場合は、更新手続きが必要です。

8月1日以降、施設サービスや短期入所サービスを利用する予定の無い方や、適用要件に該当しないことが明らかの方は申請の必要はありません。

▼適用要件／次の要件を全て満たす方

- ・住民税世帯非課税
- ・別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税
- ・預貯金などが一定額(単身で1千万円、夫婦で2千万円)以下

▼必要書類など／

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・本人および配偶者の預貯金額などわかる書類
- ・(預金通帳、定期預金通帳などのコピーで表紙および残高が分かるページなど)
- ・個人番号(マイナンバー)提供に伴う本人確認資料の提示
- ※本人の申告で判定。不正受給に対する加算金があります。

ふとん洗濯・乾燥・消毒サービス

問 市社会福祉協議会 ☎(37)3313

高 齢 福 祉 課 ☎(55)71116

▼実施日／10月23日(火)～11月6日(火)

▼対象者／

- ・65歳以上のひとり暮らしの方で要介護1から5の認定を受けている方
- ・65歳以上の高齢者のみの世帯で要介護1から5の認定を受けている方
- ・身体障害者(児)(身体障害者手帳1または2級)
- ・知的障害者(児)(療育手帳A判定)
- ・精神障害者(児)(精神障害者保健福祉手帳1級)

※7月1日現在、該当する方

▼申し込み／7月2日(月)から31日(火)まで

- ※以前に利用されている方も毎回申請が必要
- ※申請書は問い合わせ先のホームページからダウンロード可
- <http://shakyo.or.jp/hp/1054/>

▼持参するもの／印鑑、該当する障害関係手帳または介護保険被保険者証

▼取扱アイテム／掛ふとん、敷ふとん、毛布、シーツの中から4点まで

▼利用料／無料

※実施日の午前中にお預かりし、原則当日中にお届けします。

国民年金保険料の免除制度

問 保険年金課 ☎(55)71119

申請免除制度には、「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4段階の免除があります。

失業や収入の減少などにより、国民年金の保険料を納めることが困難なとき、本人の申し出により保険料の納付が免除になります。

▼免除要件／

- ・本人と配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ基準額以下るとき(所得の目安は表のとおり)

免除区分	納める保険料額	老齢基礎年金への計算	所得の目安
全額	0円	免除期間は2分の1で計算	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3 (4分の1納付)	4,090円	免除期間は8分の5で計算	78万円
半額 (半額納付)	8,170円	免除期間は8分の6で計算	118万円
4分の1 (4分の3納付)	12,260円	免除期間は8分の7で計算	158万円

+扶養親族等控除額
+社会保険料控除額など

※本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、上の計算式の金額以下であれば免除を受けることができます。
※減額された保険料を納めていない期間は未納扱いとなり、受給要件にも老齢基礎年金額の計算にも算入されませんのでご注意ください。

- ・地方税法で定める障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下るとき
- ・失業により保険料を納めることが困難なとき(雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」のコピーなどの添付が必要)

▼納付猶予制度／

50歳未満の方が対象(学生は対象になりません。学生納付特例制度をご利用ください。)

※平成28年6月までは30歳未満の方が納付猶予制度の対象となります。

- ・所得の基準は「全額免除」と同じですが、本人(結婚している場合は配偶者も含む)の所得のみで審査されますので、世帯主の所得は審査対象にはなりません。
- ・猶予された期間は、老齢基礎年金の金額には反映されません。
- ※「全額免除」および「納付猶予制度」が承認された方は、申請時に翌年度以降も引き続き審査を希望されると、毎年度の申請手続きが不要です。

(失業などを理由とした申請は継続申請対象外)

▼承認期間／7月～平成31(2019)年6月

(過去2年1か月前までの期間も、さかのぼって申請可)

▼申請に必要なもの／年金手帳、印鑑、雇用保険の「離職票」または「雇用保険受給資格者証」のコピーなど(失業を理由に申請する場合のみ必要)